

知って  
おきたい

# みんなの年金ガイド

今月の年金相談

7月16日(水)

10:40～12:00

13:00～15:00

完全予約制

相談日の2日前までに申し込みください

役場第1・2会議室

## 納付に困ったら、ご相談ください 国民年金保険料免除・納付猶予について

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

### ◆保険料免除・納付猶予制度を利用すれば「未納」より有利になります

「保険料免除・納付猶予制度」は将来、年金を受け取ることができなくなることや不慮の事故、病気により障害が残ってしまった場合に障害基礎年金を受けることができなくなること防止するため、本人の申請により保険料の納付が免除・猶予される制度です。

平成26年7月より、平成26年度（平成26年7月～平成27年6月分）の保険料免除制度の申請を受け付けてしております。離職された場合も申請により免除・猶予となる場合もあります。

#### ※申請に必要な書類

- ・年金手帳、基礎年金番号通知書（納付書など）
- ・雇用保険受給資格者証、離職票など（離職などによる申請の場合）
- ・所得証明書（八雲町へ転入されて来た方など）

	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間への算入)
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	○	○
一部納付	○	○	○
若年者納付猶予 学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

免除、猶予、特例のすべての期間が、将来、年金を受け取る資格を得るために必要な期間に入ります。また、保険料の全額「納付」より減額されますが、将来受け取ることができる年金額へ反映します。

### ● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など	国民年金課	☎0138-56-1165
	・障害年金の請求手続きなど	お客様相談室	☎0138-82-8002
役場窓口	住民生活課社会係（窓口5番）		☎0137-62-2111（内線245）
	熊石総合支所住民サービス課		☎01398-2-3111
	落部支所		☎0137-67-2231

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、役場社会係までご連絡願います。